

令和7年4月22日

熊本市の軌道事業の運賃変更認可申請に関するパブリック・コメントを実施します

令和7年4月17日、熊本市交通事業管理者から軌道事業の運賃変更認可申請がありました。

当該申請事案について適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領にてパブリック・コメントを実施します。

1. 意見募集対象（案件名）

熊本市の軌道事業の運賃変更認可申請に関する意見募集について

2. 申請の概要

別紙（次ページ以降）のとおり

3. 意見募集期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月6日（火）まで

4. 意見の提出先・提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list?CLASSNAME=PCMMSTLIST&Mode=0>

「パブリック・コメント」の「案件一覧（意見募集案件）」欄に掲載された上記の【1. 意見募集対象（案件名）】を選択し、案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、e-Govの意見提出フォームもしくは郵送のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

電話による意見の受付は行いません。

5. その他

提出されました意見は整理の上、e-Govパブリック・コメントの案件一覧（結果公示案件）内の当該案件の詳細に回答を掲載します。

意見に対する個別の回答は行いません。

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

関口

電話 092-472-4051



運輸と観光で九州の元気を創ります



変更しようとする旅客運賃の上限の種類および額

別紙1のとおり

申請理由

別紙2のとおり

その他

申請書の内容については、e-Gov パブリック・コメントの案件一覧（意見募集案件）内の当該案件の詳細に掲載します。

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法(1/4)

申 請	現 行
<p>第1 旅客運賃の種類</p> <p>1 旅客運賃の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) (右に同じ)</p> <p>(2) (右に同じ)</p> <p>ア (右に同じ)</p> <p>イ (右に同じ)</p> <p>ウ (右に同じ)</p> <p>(3) (右に同じ)</p> <p>2 (右に同じ)</p> <p>第2 旅客運賃の適用方法</p> <p>1 乗車券の種類</p> <p>(1) 乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>ア (右に同じ)</p> <p>(ア) (右に同じ)</p> <p>(イ) (右に同じ)</p> <p>(ウ) (右に同じ)</p> <p>(2) (右に同じ)</p> <p>2 旅客の区分</p> <p>大人、小児、幼児、乳児の別</p> <p>(1) 大人 (右に同じ)</p>	<p>第1 旅客運賃の種類</p> <p>1 旅客運賃の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通旅客運賃</p> <p>(2) 定期旅客運賃</p> <p>ア 通勤定期旅客運賃</p> <p>イ 大人通学定期旅客運賃</p> <p>ウ 小児通学定期旅客運賃</p> <p>(3) 貸切旅客運賃</p> <p>2 小児旅客運賃は普通旅客運賃、定期旅客運賃(小児通学定期旅客運賃、小児通学端数定期旅客運賃及び夏休み子ども定期旅客運賃に限る)、団体旅客運賃、貸切旅客運賃、特殊普通旅客運賃(電車バス共通1日乗車券は除く)及びエコ(環境)定期旅客運賃について設ける。</p> <p>第2 旅客運賃の適用方法</p> <p>1 乗車券の種類</p> <p>(1) 乗車券の種類は次のとおりとする。</p> <p>ア 定期乗車券</p> <p>(ア) 通勤定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月)</p> <p>(イ) 大人通学定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月)</p> <p>(ウ) 小児通学定期乗車券 (1ヶ月、3ヶ月)</p> <p>(2) 小児乗車券は定期乗車券(小児通学定期乗車券、小児通学端数定期乗車券及び夏休み子ども定期乗車券に限る)及び特殊普通旅客乗車券(電車バス共通1日乗車券は除く)について設ける。</p> <p>2 旅客の区分</p> <p>大人、小児、幼児、乳児の別</p> <p>(1) 大人 中学生以上の者</p>

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法(2/4)

申 請	現 行
<p>(2) 小児 (右に同じ)</p> <p>(3) 幼児 (右に同じ)</p> <p>(4) 乳児 (右に同じ)</p> <p>3 発売条件</p> <p>(1) 普通乗車券 (右に同じ)</p> <p>(2) 定期乗車券 ア 通勤定期乗車券 (右に同じ)</p> <p>イ 通学定期乗車券 (右に同じ)</p>	<p>(2) 小児 小学生以下の者</p> <p>(3) 幼児 1才以上6才未満の者</p> <p>(4) 乳児 1才未満の者</p> <p>3 発売条件</p> <p>(1) 普通乗車券 旅客が普通旅客運賃の連続した区間に乗車した場合、降車時に相当運賃を収受する。普通乗車券は発売しない。なお、各種割引運賃については以下のとおり。 (略)</p> <p>(2) 定期乗車券 ア 通勤定期乗車券 通勤定期乗車券は、通勤するため乗車する者が定期乗車券購入申込書を記入して提出した場合に発売する。ただし、スマートフォン等のモバイル機器で運用する定期乗車券を購入する者については、この限りでない。</p> <p>イ 通学定期乗車券 (ア) 通学定期乗車券は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条の各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園、不登校児童生徒の通う教育支援センター又はフリースクール等、学校教育法の補修教育又は学習指導を行う事業所若しくは管理者が認めるものに通学し、通園し又は通所するため乗車する者が定期乗車券購入申込書を記入して提出した場合に発売する。ただし、スマートフォン等のモバイル機器で運用する定期乗車券を購入する者については、この限</p>

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法(3/4)

申 請	現 行
<p>(3) 貸切乗車券 (右に同じ)</p> <p>4 適用期間</p> <p>(1) 普通乗車券 (右に同じ)</p> <p>(2) 定期乗車券 (右に同じ)</p> <p>(3) 貸切乗車券 (右に同じ)</p> <p>第3 旅客運賃の計算方法</p> <p>1 普通旅客運賃の計算方法</p> <p>(1) 大人の旅客運賃計算方法 均一運賃200円</p> <p>(2) 小児の旅客運賃計算方法 (右に同じ)</p> <p>(3) 幼児及び乳児の旅客運賃の計算方法 (右に同じ)</p> <p>2 定期旅客運賃の計算方法</p> <p>(1) 1ヶ月定期旅客運賃</p>	<p>りでない。</p> <p>(イ) 端数売りをする場合は、1ヶ月定期券においては、端数日数59日を限度として発売する。また、3ヶ月定期券においては、端数日数29日を限度として発売する。</p> <p>(3) 貸切乗車券 乗客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、責任ある代表者が引率する場合、所定の運賃を収受する。貸切乗車券は発売しない。</p> <p>4 適用期間</p> <p>(1) 普通乗車券 乗切制</p> <p>(2) 定期乗車券 券面表示期間のとおり</p> <p>(3) 貸切乗車券 その都度定める</p> <p>第3 旅客運賃の計算方法</p> <p>1 普通旅客運賃の計算方法</p> <p>(1) 大人の旅客運賃計算方法 均一運賃180円</p> <p>(2) 小児の旅客運賃計算方法 大人普通旅客運賃の2分の1の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。)</p> <p>(3) 幼児及び乳児の旅客運賃の計算方法 幼児は、団体旅客として乗車する場合を除き、保護者1人につき1人を無料とし、乳児は、無料とする。</p> <p>2 定期旅客運賃の計算方法</p> <p>(1) 1ヶ月定期旅客運賃</p>

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法(4/4)

申 請	現 行
ア 通勤定期乗車券 (右に同じ) イ 大人通学定期乗車券 (右に同じ) ウ 小児通学定期乗車券 (右に同じ) (2) 3ヶ月定期旅客運賃 (右に同じ) (3) 貸切旅客運賃計算方 ア 大人貸切旅客運賃 <u>14,000円</u> イ 小児貸切旅客運賃 <u>7,000円</u>	ア 通勤定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の4割引 イ 大人通学定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の5割引 ウ 小児通学定期乗車券 普通旅客運賃の60倍の7割5分引 (2) 3ヶ月定期旅客運賃 1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引 (3) 貸切旅客運賃計算方 ア 大人貸切旅客運賃 <u>12,600円</u> イ 小児貸切旅客運賃 <u>6,300円</u>

変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法（概要）

申請		運賃額	現行		運賃額
普通旅客運賃（均一制運賃）			普通旅客運賃（均一制運賃）		
大人	（現行どおり）	200円	大人	中学生以上の者 （普通旅客運賃）	180円
小児	（現行どおり）	100円	小児	小学生以下の者 普通旅客運賃の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。）	90円
幼児	（現行どおり）	無料	幼児	1才以上6才未満の者 保護者1人につき1人を無料（団体客として乗車する場合は小児として扱う）	無料
乳児	（現行どおり）	無料	乳児	1才未満の者	無料
定期旅客運賃			定期旅客運賃		
通勤定期旅客運賃			通勤定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	7,200円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の4割引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	6,480円
3ヶ月	（現行どおり）	20,520円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	18,470円
大人通学定期旅客運賃			大人通学定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	6,000円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の5割引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	5,400円
3ヶ月	（現行どおり）	17,100円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	15,390円
小児通学定期旅客運賃			小児通学定期旅客運賃		
1ヶ月	（現行どおり）	3,000円	1ヶ月	普通旅客運賃の60倍の7割5分引（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。）	2,700円
3ヶ月	（現行どおり）	8,550円	3ヶ月	1ヶ月定期旅客運賃を3倍した額の5分引	7,700円
貸切旅客運賃			貸切旅客運賃		
大人	普通旅客運賃に70を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円単位に四捨五入する。）	14,000円	大人	普通旅客運賃に車両平均定員69.9を乗じて得た額（10円の単位を四捨五入）	12,600円
小児	大人貸切旅客運賃の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円単位に四捨五入する。）	7,000円	小児	大人貸切旅客運賃の2分の1の額（10円の単位を四捨五入）	6,300円

変更を必要とする理由

現行運賃は、令和元年度の消費税率改定に伴い旅客運賃の変更認可を受けたものですが、認可後に始まる新型コロナウイルスのまん延や世界情勢の変化に伴う物価上昇等による市民生活への影響を考慮し、実施運賃の改定は令和5年6月1日まで据え置いておりました。その間、コロナ禍による乗車人員の大幅な減少とそれに伴う収入の減少、電気代の高騰をはじめとするモノ・サービスの価格上昇による支出の増加により、収支率は悪化し、コロナ禍前から内部留保は大きく減少しました。現在でもコロナ禍前までの乗車人員には回復しておらず、運賃収入も令和5年の運賃改定を経てもなおコロナ禍前の水準よりも低いままとなっており、一般会計からの運行支援（総務省通知に基づかない熊本市独自の補助）により必要資金を維持する状況が続いています。

そのような中、令和6年に入り当局では運行トラブルを続発させてしまいました。この事態を受けて、当局では外部有識者による検証委員会を設置し、発生した事故とインシデント等についての原因分析を進め、その対応策等の議論が行われました。その中で「人・もの・環境・管理」に課題が区分され、特に人に対する課題としては退職者不補充による担い手不足、ものに対しては安全対策への投資の不足等が指摘されました。当局では、これらに対応するため、運行を担う乗務員等の処遇改善や老朽化した設備の更新等の物理的な対策を継続して実施していきませんが、前述した収支の状況では対応が困難でございます。

経営に要する費用を料金等の収入をもって充てる独立採算制が地方公営企業としての原則である中、現行運賃では、一般会計からの運行支援なしでの経営が成り立たないことから、安全な市電の運行を将来にわたり安定的に提供するために、運賃の変更について申請するものです。